

新駅駅前広場整備計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山形市では、地域公共交通計画における公共交通ネットワークビジョンにおいて、山形市南部の主要な交通結節点として「新駅」を位置づけ、「新駅」を路線バスやコミュニティバス等の端末交通との主要な乗り換え拠点とすることで、鉄道の利便性向上に加え、市南部に位置する病院や大学、商業施設等への移動ニーズに対応するネットワークの構築を目指している。

本業務は、新駅整備に伴う新駅駅前広場整備に向け、交通結節機能を確保し、目的地としての賑わい創出と魅力あるまちづくりを進めるために、公民連携手法の導入検討、必要用地面積検討などを行い、実現性の高い事業スキームを構築した整備計画の策定を目的とする。

これらを踏まえ、新駅駅前広場整備計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価して最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 概要

(1) 業務名 新駅駅前広場整備計画策定業務

(2) 業務の進め方

本業務は、将来的な施設運営を想定した事業全体のイメージを踏まえる必要があるため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）では、新駅駅前広場整備計画策定に関する提案（A）に加え、提案事業全体に関する参考提案（B）を審査対象として求め、総合的に評価・審査を行う。

そのため、整備計画策定だけでなく、設計から将来的な管理運営までを見越した上で事業グループ（※）の立上げを想定し、事業全体に一貫して関わることのできる事業者の参加を期待する。

また、本プロポーザルにおいて選考された優先交渉権者が提案した事業内容の実現性が高いと判断される場合、市と協議・調整を行った上で、事業グループと市とが協定を締結し、事業を連携して推進していくものとする。ただし、選考された段階において、設計、工事及び供用開始後の管理運営の契約を約束するものではない。

【業務の流れ】



【（※） 想定される事業グループのイメージ】 提案内容に応じ検討のこと。



※提案時任意…優先交渉権者との協議により事業者の選定方法を決定する。

(3) 委託内容

別紙要求水準書のとおりとする。なお、要求水準書記載の委託業務の詳細については、今後、契約候補者との協議のうえ変更する場合がある。

(4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 提案を求めるもの

(1) 審査対象

No	項目	記入内容	備考
新駅駅前広場整備計画策定に関する事項（A）			
1	業務全体の実施体制とスケジュール及び業務実績	企業としての業務遂行能力（技術者の所属等）と本業務の実施体制、業務全体のスケジュールや業務の効果的な運営方法について記載する。 ※再委託を想定している場合は、委託範囲や事業者との連携体制について記載すること。 あわせて、組織における過去10年間に完了したJR関連の業務実績の件数を5件まで、担当者の持つ業務に対する資格の有無や経験年数、過去10年間に完了した同種・類似の業務実績の件数について5件まで記載する。	企画提案書（様式第9号） 担当としての業務実績は企画提案書内に記載する。
2	新駅駅前広場整備想定エリアの検討	新駅駅前広場を含めた整備想定エリアについて、交通結節点としての機能を超え、地域住民や駅利用者が目的地として滞留したくなるような施設（公共施設・民間施設）や賑わいを創出するための工夫を検討し、エリアの整備イメージを記載する。	
3	二次交通の利用・促進についての検討	まちづくりとしての新駅駅前広場整備の必要性・役割を整理し、本業務想定エリアについて、バスやタクシーなどの二次交通だけではなく公共交通全体の利用促進に資する方法を検討し記載する。	
4	地域住民等の需要・意見収集方法検討	上記の整備想定エリア検討後に、地域住民等の意見を反映させ、より良い駅前広場にするため、効果的な意見収集の手段や実施する時期等について検討し記載する。	

5	独自提案	本業務の目的を踏まえ、1～4の他に効果的・効率的な実施内容があれば独自の提案として記載すること。 この他、新駅駅前広場整備候補地の活用について提案があれば記載すること。	
6	経費の見積金額	様式に沿って記入する。	経費見積書（様式第10号）
提案事業全体に関する参考提案（B）			
・設計、工事、管理運営の事業内容及び事業手法、実施体制、全体スケジュール、及び概算事業費の検討 ・管理運営に係る事業収支計画書の作成 ・地域住民等の意見収集方法の検討 ・周辺環境、地域経済への配慮			

(2) 提案に求める条件

提案の内容は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ア 本業務の趣旨を十分に理解した上で、山形市地域公共交通計画（第2期）に沿ったものとする。
- イ 実施体制、スケジュール、収支計画等は実現可能なものとする。
- ウ 法令、条例、市の計画等を遵守したものとする。
- エ 宗教活動及び政治活動を目的としたものでないこと。

(3) 提案における留意点

提案の内容は、次に掲げる点について留意すること。

- ア 施設及びエリアの検討については、都市計画決定における立体区域指定を用いるなど、平面的だけでなく立体的にも幅広く検討し提案すること。
- イ 交通結節機能について、別紙要求水準書に記載する必須項目を満たしたものとする。
- ウ 駅施設に関しては、構造等詳細が未確定のため、別紙要求水準書に記載するイメージ図を参考にすること。なお、エリア内に検討する施設と駅施設との間には、雨天時でも濡れることなく通行できる導線を確保した提案とすること。（自由通路については、エリア内の施設と直接接続する構造にすることも可能）
- エ 新駅駅前広場整備予定地内にある既存建物に関しては、活用の方向性を限定していないため、「解体して土地を活用する」という提案や、「既存の建物をリノベーションして新たな価値を与える」という提案など、自由な発想による提案を可能とする

4 参加資格要件

- (1) 本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人、個人又は法人若しくは個人で構成される共同企業体若しくはグループ（以下「共同企業体等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者でないこと。

- イ 対象業務に対応する種目について、山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（当該名簿に登録されていない者も本プロポーザルに参加することができるが、本業務に係る業務委託を締結するまでに登録すること。）
 - ウ 本市の指名停止期間中でないこと。
 - エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
 - オ 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - カ 山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
 - ク 税の滞納がないこと。
- (2) 共同企業体等での参加
- 共同企業体等で参加する場合は、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 共同企業体等を構成する全ての事業者が上記４(1)のア及びウからクまでの参加資格要件を満たすものとする。
 - イ 代表企業が市との連絡窓口となり、契約の締結その他諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。
 - ウ 代表企業及び共同企業体等の構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。
 - エ 同一の事業者が複数の共同企業体等の構成員を兼ねることはできない。
 - オ 単独で参加する事業者は、他の共同企業体等の構成員となることはできない。

５ スケジュール

項目	日程
①公募開始及び資料等の公表	令和８年８月７日（金）
②実施要領及び要求水準書に関する質問の受付期間	令和８年８月２８日（金）まで
③質問に対する回答（市 HP にて公表）	令和８年９月７日（月）
④参加申込受付期限（※）	令和８年９月１４日（月）まで
⑤参加要件適格確認結果通知	令和８年９月１８日（金）
⑥企画提案書等の提出期限（※）	令和８年１０月２８日（水）まで
⑦書類審査結果の通知（※書類審査を実施した場合）	令和８年１１月４日（水）
⑧事前質問の通知	令和８年１１月４日（水）
⑨事前質問の回答期限（※）	令和８年１１月９日（月）
⑩プレゼンテーション審査	令和８年１１月１１日（水）

⑪審査結果通知	令和８年１１月中旬
⑫見積合わせ・契約締結	令和８年１２月上旬

※ 窓口で参加申込書又は企画提案書の提出をすることができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除いた日の午前９時から午後５時までとする。

※ 上記のスケジュールを変更したときは、山形市公式ホームページ等により周知する。

6 応募書類の配布

公表の日から令和８年９月１４日（月）までの間に、山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

※山形市公式ホームページ「公募型プロポーザル」

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

7 実施要領及び要求水準書等に関する質問

実施要領及び要求水準書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他当該公募型プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和８年８月７日（金）～令和８年８月２８日（金）午後５時（必着）

(2) 質問方法

質問書（別記様式第１号）により電子メールで質問すること。

電子メールの件名は「【プロポーザル質問】新駅駅前広場整備計画策定業務」とし、当該電子メールが受信されていることについて必ず電話で事務局に確認すること。

(3) 提出先 事務局（実施要領の１５を参照）

(4) 回答方法

ア 回答日時 令和８年９月７日（月）

イ 回答方法 山形市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

8 参加申込及び参加資格要件の適格性の確認

(1) 申込期限 令和８年９月１４日（月）午後５時まで（必着）

(2) 申込方法 提出書類を郵送又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前９時から午後５時まで）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（別記様式第２号）

イ 共同参加事業者構成表明書（別記様式第３号）

※ 共同企業体等で参加する場合のみ

ウ 会社概要書（別記様式第４号）

エ 業務実績書（別記様式第５号）

オ 誓約書（別記様式第 6 号）

カ 秘密保持誓約書（別記様式第 7 号）

キ 直近 3 か月以内に発行された次に掲げる税に未納がないことを証明する書類の原本

(7) 法人税、消費税及び地方消費税

(4) 山形市に本社・支社がある者にあつては、法人市民税及び固定資産税

※ 共同企業体等で参加する場合は、ウからキまでの書類を事業者ごとに作成して提出すること。

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 提出先 事務局（実施要領の 15 を参照）

(6) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和 8 年 9 月 18 日（金）までに当該参加申込者にその結果を通知するとともに、プレゼンテーション審査に参加する者には、プレゼンテーション審査の時間、場所等の詳細について併せて通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本公募型プロポーザルへの参加を認めない。

9 企画提案書作成要領

参加資格要件を満たすと認められた者は、次のとおり企画提案書を作成して提出するものとする。

(1) 提案書類

ア 企画提案提出書（別記様式第 8 号）

イ 企画提案書（任意様式）

(7) 実施要領及び要求水準書において市が求める要件を踏まえた上で、次の事項について記載すること。

① 新駅駅前広場整備計画策定に関する事項（A）

- ・新駅駅前広場整備想定エリアの検討
- ・二次交通の利用・促進についての検討
- ・地域住民等の需要・意見収集方法検討

② 提案事業全体に関する参考提案（B）

- ・設計、工事、管理運営の事業内容及び事業手法、実施体制、全体スケジュール、及び概算事業費の検討
- ・管理運営に係る事業収支計画書の作成
- ・地域住民等の意見収集方法の検討
- ・周辺環境、地域経済への配慮

(4) 専門知識を有しない者にも理解することができるよう配慮し、図表、写真、イラスト等を用いて分かりやすい資料とすること。

(5) 企画提案書の用紙規格は、A 4 判とする。

※ A 3 判は A 4 判 2 ページ相当とする。

(6) 項数は表紙・目次を除いて 30 ページ以内とする。

- (オ) ホチキス等で綴じないでダブルクリップ等で留めること。
- (カ) 記載内容に過不足がない限り、ファイル形式は問わない。
- ウ 経費見積書（別記様式第9号）
本業務に係る一切の経費について記載すること。
- エ 経費内訳書（任意様式）
作業項目ごとの費用及び算出根拠を示すこと。
- (2) 提出期限 令和8年10月28日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参
（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- (4) 提出先 事務局（実施要領の15を参照）
- (5) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）
 - ※ 提案書類（正本・副本）のデータを入れた電子媒体（CD-R等） 1枚
 - ※ 副本は、審査の際に資料として使用するもので、参加者を特定することができる記載（商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等）を一切しないこと。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。
- (6) その他
 - ア 提出期限を経過した後は、企画提案書の提出を受け付けない。
 - イ 受理した提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。

10 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせをしたときは、当該問い合わせを受けた参加者は、令和8年11月9日（月）までに市に回答するものとする。

11 優先交渉権者の選考に関する事項

- (1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置
本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、新駅駅前広場整備計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約の候補者を選定する。なお、審査委員会の構成は、審査委員5名及びアドバイザーとし、議事内容は非公開とする。
- (2) 公正性の確保
審査の公正性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。
- (3) 書類審査
参加者が4者以上の場合には、プレゼンテーション審査に参加できる者（3者程度）の選考を目的とし、別表「評価基準表」に基づき、審査委員による書類審査を実施する。
書類審査の結果は、令和8年11月4日（水）までに全ての参加者に対して電子メールにより通知する。
- (4) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局から電子メールにより通知する。

イ 実施方法

(ア) 参加することができる人数は3名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。参加者は、社員証を携帯すること。

(イ) 持ち時間は、40分以内（説明20分、質疑応答20分）とする。

(ウ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。

(エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。接続はHDMIケーブルを可能とする。

(オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。

(カ) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表「評価基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(6) 選定方法

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点の候補者として選定する。

イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、評価表における整備計画策定に関する事項（A）の合計得点の高い者を上位とし、それでも決しないときは、評価表の項目における「新駅駅前広場整備想定エリアの検討」の合計得点が高い者を上位とする。

ウ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、当該公募型プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。

エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(7) 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、令和8年11月中旬頃まで全ての参加者に対して書面により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはできない。

(8) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項を山形市公式ホームページに掲載する。審査の内容に関する問い合わせには応じない。

ア 業務名

イ 公募型プロポーザル審査委員会の開催日

ウ 審査委員会委員等の名簿

- エ 提案事業者数
- オ 優先交渉権者（名称、所在地及び構成）
- カ 審査結果
- キ 次点の候補者の有無

12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が20,000千円を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員又は、アドバイザーに対し、本公募型プロポーザルに係る業務に関して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの
- キ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第10号）を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該提案者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権をいう。）その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものとする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提案者が負うものとする。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本公募型プロポーザルに参加に要する費用は、全て参

加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書（任意様式）により当該部分及び理由を申し出ることができる。

ウ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わない。

13 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本業務についての協議を行い、要求水準の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点の候補者と契約締結に向けて要求水準の内容について協議を開始するものとする。

ウ 業務に係る成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。

(1) 著作物の引渡しの時において、当該著作物に係る著作権を山形市に無償で譲渡すること。

(2) 著作者人格権を行使しないこと。

(2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとする。

14 契約結果の公表

(1) 契約の候補者と契約を締結した後、当該契約の締結について次の事項を市公式ホームページに掲載して公表します。

ア 業務名

- イ 契約締結日
 - ウ 契約の相手方
 - エ 契約金額
 - オ 契約期間
 - カ その他必要な事項
- (2) 公表する期間
- 公表した日からその公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まで

15 事務局（提出先・問い合わせ先）

山形市企画調整部公共交通課交通結節点係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25
TEL 023-641-1212（内線438）
FAX 023-623-0703
E-mail kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(別表)

評価基準表

評価項目			評価の視点・判断基準	評点 ※注 1	係数	配点
整備計画策定に関する事項（A）						
組織 評価	業務遂行力 及び業務体制		企業の業務遂行体制の妥当性、業務にあたる人員体制を評価する。	5	1	5
	業務実績		J R 関連の業務実績により当該業務を遂行するのに必要な知識・経験の有無を評価する。	5	1	5
担 当 者 評 価	専門性		担当者（技術者）の持つ業務に対する資格（建築士、技術士、土木施工管理技士等）の有無、経験年数等により担当者（技術者）の専門性を評価する。	5	1	5
	業務実績		同種・類似業務の実績等により当該業務を遂行するのに必要な知識・経験の有無を評価する。	5	1	5
提 案 内 容 評 価	実 施 方 針 等	業務理解度	業務の目的や内容の理解度について評価する。	5	1	5
		実施手順	事業スケジュールの妥当性を評価する。	5	1	5
		的確性	次の事項によりの確な提案であるか評価する。 ・問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、当該業務の遂行に有効であるか。 ・資料等はわかりやすく、正確なものであるか。 ・環境、安全、景観、地域特性、合意形成等の条件との整合性が高いか。	5	1	5
		実現性	提案内容が論理的に裏付けられた提案であるか評価する。	5	1	5
		独創性	専門技術・知見を活かした創意工夫のある提案であるかを評価する。	5	1	5
		プレゼンテーション	・企画提案の内容が適切に説明されているかを評価する。 ・説得力、業務への意欲、積極性等の取組姿勢について評価する。	5	1	5

提案 内容 評価	個 別 の 提 案 項 目 等 に 係 る 事 項	新駅駅前広場整備 想定エリアの 検討	交通結節機能を有し、地域住民や駅利用者が目的地として滞留したくなるような施設や賑わいを創出するための工夫を伴っているか。	5	2	30
			周辺環境や住民に配慮した提案となっているか。	5	1	
			想定エリアの土地利用面積が明確になっているか。	5	1	
			整備イメージが明確になっているか。（例：イメージパース）	5	2	
		二次交通の 利用・促進に ついての検討	本業務想定エリアの整備に伴った、バスやタクシーなどの二次交通との結節だけでなく、公共交通全体の利用促進に資する提案があるか評価する。	5	2	10
		地域住民等の 意見収集方法 検討	・ 上記の整備想定エリア検討提案を遂行するため、地域住民等の意見を収集する適切な時期を示しているかを評価する。 ・ 効果的で幅広く意見を収集する方法となっているかを評価する。	5	1	5
	独自提案	上記の他に新駅駅前広場整備候補地の活用について効果的な提案があるか評価する。	5	1	5	
経費見積りに関する評価			提案価格を次の方法により得点化して評価する。 評価点＝配点×（最低見積金額/提案者の見積額） （※小数点以下切り捨て）	/		40
合計						140

※注1の評点については、次表のとおりとする。

評点	判断基準
1点	劣る。内容に不足がある。
	やや劣る。
	普通。平均的な内容である。
	やや優れている。
5点	優れている。創意工夫があり、効果的な内容である。

評価項目	評価の視点・判断基準	評点 ※1	係数	配点
新駅駅前広場整備想定エリアの検討提案の事業全体に関する事項（B）				
設計、工事、管理運営の 事業内容及び事業手法	・設計、工事、管理運営について、現実性・具体性があり、効率的かつ効果的な事業内容及び事業手法となっているか。 ・PPP/PFIによる事業手法など、様々な事業手法を比較した上で適切な事業手法を選択しているか。	5	2	10
設計、工事、管理運営の 実施体制	設計、工事、管理運営について、実行力があり、信頼性の高い実施体制となっているか。	5	2	10
設計、工事、管理運営の スケジュール	供用開始後の管理運営を見据えた事業全体のスケジュールが合理的なものとして具体的に示されており、実現可能なスケジュールになっているか。	5	2	10
設計、工事、管理運営の 概算事業費	設計、工事に係る概算事業費に実現性があり、費用対効果の最適化が見込まれるものとなっているか。公共と民間の事業費分担が明確になっているか。	5	1	10
	管理運営に係る概算事業費収支計画に現実性があり、管理運営費の低減及び収入増が見込め、継続して安定的な運営ができるものとなっているか。	5	1	
関係機関との調整	設計、工事、管理運営について、適宜、JR東日本等関係機関との協議・調整を考慮した計画となっているか。	5	1	5
需要・意見収集の計画	設計について、需要・意見収集を適宜行い、地元意見等を取り入れる機会を設けた計画になっているか。	5	1	5
環境への配慮	・環境負荷の抑制や自然エネルギーを積極的に活用するなど、カーボンニュートラルへの貢献について、優れた提案になっているか。 ・周辺の環境に配慮した提案となっているか。	5	1	5
地域経済への配慮	・事業グループに山形市に本社がある企業が入っているなど、地域経済への貢献並びに地元企業の育成等について、優れた提案となっているか。 ・市産材や木製家具、地場製品の活用等について、優れた提案となっているか。	5	1	5
合計		60		